統合小学校整備事業
入札説明書等に関する第２回質問への回答

令和8年9月30日

多　気　町

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	第1	1	(1)	1)	①	a	項目等	質問内容	回答
1	7	3	6					その他留意事項	町内企業への建築資機材発注金額について第1回質疑回答№.15で「全ての物品等も含まれると考えてよいか。」との質問に対し、「お見込みの通りです。」とのご回答をいただいておりますが、建設工事に伴う多気町内の商店（スーパーマーケットやホームセンター等）からの調達は該当しますでしょうか。	多気町内の商店（スーパーマーケットやホームセンター等）から、建築資機材を調達する場合については、町内企業への建築資機材発注金額に含めることでよいです。
2	7	3	6					その他留意事項	町内企業への建築資機材発注金額について第1回質疑回答№.15で「全ての物品等も含まれると考えてよいか。」との質問に対し、「お見込みの通りです。」とのご回答をいただいておりますが、建設工事に伴う工事関係者の町内での飲食代や宿泊費、燃料費といった支出は該当しますでしょうか。	建設工事に用いる燃料費については、町内企業への建築資機材発注金額に含めることでよいです。飲食代、宿泊代については、町内企業への建築資機材発注金額に含みませんが、落札者決定基準に基づき、加点審査にて評価します。
3	7	3	6					その他留意事項	2次下請までの発注分については加算するとありますが、それ以降の下請については町内、町外問わないという理解でよろしいでしょうか。	下請業者について、町内外は問いません。ただし、町内企業活用率の算定においては、入札説明書の算定式をご確認ください。
4	7	3	6					その他留意事項	町内企業への建築資機材発注金額の部分に多気町内の工場又は営業所から調達する場合の発注金額とありますが、材料などを町内の工場から出荷されれば、契約先の名義が町外にある本社等であっても活用に該当するという考え方でよろしいでしょうか。【例：出荷元（〇〇多気工場）、契約先（〇〇本店：町外住所）】	お見込みのとおりです。ただし、町内の工場又は営業所等から出荷された事を証明できるようにしてください。
5								入札説明書等に関する第1回質問への回答36	「下水道については、工事開始時点では使用できませんので仮設トイレ等でご対応ください。」とございますが、つなぎ込み可能な下水道管がございましたら位置図等ご教示下さい。 また、上記接続が難しく、下水を浄化槽処理として検討する場合、処理水の放流先をご教示ください。	下水道配管図の資料を公表します。下水道管への接続又は浄化槽の設置は、事業者の提案によるものとしますが、浄化槽設置時の処理水の放流先については、地元自治会長と協議の上、承諾後、町経由で三重県への書類の提出が必要となります。

要求水準書に関する質問への回答

No	本編	資料番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	項目等	質問内容	回答
1		－	22	2	1	2	(2)	1)		ア	環境負荷低減	ZEB Readyは確実に、本物件で所得出来るように計画し、さらに省エネ性能が高いNearly ZEB取得を目指す提案をした際、設備提案項目にて加点があるという認識でよろしいでしょうか。	要求水準書及び落札者決定基準をご確認ください。 なお、提案書類のなかで「目指す」という表現をされる場合には、その実現が確約されないことから、「目指す」という提案内容は評価しません。ただし、例えば、Nearly ZEBの取得を目指すための具体的な機器の設置等については評価します。 要求水準書P.1にも記載のとおり、提案内容を確実に履行できるよう実現を確約するような提案としてください。
2	○		27	2	4	4	(1)	7)			太陽光発電設備	第1回質疑回答№.51で「法面以外への設置の提案は可能です。なお、法面設置の場合、造成工事は法面工植栽等までの想定です。」とございます。要求水準書には「本施設の屋根、外壁、庇等を含む建築物への設置は不可とする。」となっております。法面以外とは外部の平場を指しての表現でしょうか。それとも建築物への設置が可能になるというご回答でしょうか。	法面以外の場所への太陽光発電設備の設置の提案は可能ですが、要求水準書に記載のとおり、建築物への設置は不可です。
3		－	29	2	1	4	(4)	2)		イ	給水設備	要求水準書の給排水衛生設備の項目に、「校舎棟の給水方式は原則、高置水槽方式とし、重力により給水する方式とすること。」との記載がございます。災害時に、非常用電源等で給水インフラを確保した場合、高置水槽方式でなくともよいという認識でよろしいでしょうか。	要求水準書は上水道の水圧の関係から高置水槽方式としたものであり、災害時のみを想定したものではありません。 本施設を低層建築とし、高置水槽方式とする必要がない場合には、その他の方式を提案いただくことも可能です。
4	○	－	46	2	2	－	(1)	1)	⑨	ウ	配膳室用エレベーター	建物供用開始後の維持管理費・管理手間を低減させるため、配膳室と車いす用エレベーターを近接させ、車いす用エレベーターを配膳に利用する計画を提案しても宜しいですか。（車いす用エレベーターの昇降口からのアクセス性や特別支援学級からの利便性には配慮する前提です）	要求水準書に記載のとおりとします。
5	○		46	2	2		(1)	5)	⑧	エ	エレベーター	エレベーターの保守点検は入札ではなく、メーカーメンテナンスと考えてよろしいでしょうか。	現在のところ、お見込みのとおりです。
6	○		65	3	3	5	(1)			エ	残土	第1回質疑回答№.159で残土処分場は調整中との事回答でしたが、受入料金は不要と考えてよいでしょうか。	受入料金は不要です。
7	○		65	3	3	5	(1)			エ	残土	第1回質疑回答№.159で残土処分場は、運搬距離1km以内で調整中と回答を頂きましたが、決定した残土処分場が運搬距離1kmを超えた場合は運搬費は増額頂けると考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	－	10									必要諸室リストの修正内容	第一回質疑回答No.108,109で児童用トイレへの暖房便座の設置、及び児童用バリアフリートイレの各学年1か所以上（計6か所以上）の設置について、リストを修正しますとのことでしたが修正されていないように見受けられます。ご確認願います。	児童用バリアフリートイレは計7室とします。「資料10 必要諸室リスト及び電気・機械要求性能表」を修正します。
9	－	10	－	－	－	－	－	－	－	－	エレベーター	備考欄「中が視認できる扉」の代わりに、監視カメラによって乗り場からかご内を確認できる措置を提案しても宜しいですか。	要求水準書の添付資料10に記載のとおりとします。

設計・施工請負契約書（案）に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	別紙番号	頁	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1	○			3					事業期間	事業期間は、基本設計、実施設計、施工の各期間は事業者提案によると質疑回答を頂いております。契約書事業期間欄に各期間を記載するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	○			5					請負代金額	請負代金額は、設計関連業務費相当額、施工関連業務費相当額、工事監理関連業務費相当額それぞれの金額を記載するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	○									支払いの時期と方法の明記がありませんが、落札者と協議の上、仮契約迄に条件を定めて契約書上に明記するという事でよろしいでしょうか。	請負代金の支払方法は、設計・施工請負契約書（案）第44条及び別紙2に記載のとおりとします。
4		○		1	1	1			総則	5行目に「合理的に期待される内容を含む」とございますが、公共工事標準請負契約約款にはない規定のため確認いたします。 本規定は、入札説明書等に明記された要求性能・業務範囲を達成するための不可欠な手段を指し、記載のない新たな追加指示等を無償で求めるものではないとの理解でよろしいでしょうか。また、当初想定を超えた業務変更が生じた場合は、35条、36条の規定に基づき、別途協議の上で契約変更（請負代金・工期の変更等）の対象になると考えてよろしいでしょうか。	設計・施工請負契約書（案）第1条第1項に記載の「入札説明書等に基づき受注者が提出した提案書類により受注者からなされた提案の一切をいい、当該提案書類に対する説明内容等のみならず、これらから合理的に期待される内容等を含む。」は「事業者提案」の定義であり、「合理的に期待される内容等」は事業者提案を達成するための手段を指します。
5	○				1				総則	「入札説明書等（別冊の入札説明書、要求水準書（添付資料を含む。）、公募時の質問回答書をいう。以下同じ。）」には「入札説明書等に関する個別対話の回答」も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6		○		5	5	1			請負代金内訳書及び工程表	受注者は請負代金内訳書の提出が必要となっております。様式は様式A-4 入札価格内訳書とは別様式でしょうか。	お見込みのとおりです。実施設計終了時に、別様式で提出して下さい。
7		○		5	5	1			請負代金内訳書及び工程表	請負代金内訳書提出は仮契約時のみでしょうか。図面完成時や変更契約締結時の提出は不要と考えてよいでしょうか。	請負代金内訳書の提出は仮契約時ではなく、実施設計完了時です。
8		○		6	7	1				発注者様が第三者に権利又は義務を譲渡される場合は、事前に請負者側の書面による承諾を得ていただくとの理解でよろしいでしょうか。	発注者が第三者へ権利又は義務を譲渡することは想定しておりませんが、仮にそのような事案が発生した場合には、お見込みのとおりとします。
9		○		6	8	1				目的物に受注者の著作物に該当する場合、その著作権は引渡時に発注者に無償で譲渡するものとする、とございますが、当該著作物には受注者固有の設計及び施工上のノウハウ、既存の技術資料その他の知的財産が含まれ得るため、著作権は受注者に帰属するものとしていただきたく、お願い申しあげます。	設計・施工請負契約書（案）第8条に記載のとおりとします。
10		○		6	8	2				受注者の提出した成果物は承諾なく自由に発注者が公表できるもの、とございますが、成果物に受注者のノウハウ、営業秘密または第三者権利に関わる情報が含まれる可能性があるため、受注者の書面による承諾を得ていただきたく、お願い申しあげます。	設計・施工請負契約書（案）第8条に記載のとおりとします。
11		○		6	8	4				著作成果物の改変について受注者は同意すること、とございますが、改変の内容によっては設計意図や安全性、品質等に影響を及ぼすおそれがあり、受注者の意図しない改変について一律に同意することは困難であるため、あらかじめ同意する旨の規定は修正をご検討いただきたく、お願い申しあげます。	設計・施工請負契約書（案）第8条に記載のとおりとします。
12		○		7	9	1				受注者は発注者に対し、第9条（1）～（4）に掲げる行為について許諾する、とございますが、受注者の承諾を得た場合としていただきたく、お願い申しあげます。	設計・施工請負契約書（案）第9条に記載のとおりとします。

13		○		9	17	2				意匠登録を受ける権利は発注者に譲渡するものとする、とございますが、取扱いについて協議することとさせていただきたく、お願い申しあげます。	設計・施工請負契約書（案）第17条第2項に記載のとおりとします。
14		○		14	28	4				検査及び復旧に要した費用は受注者の負担とする、とございますが、検査の結果、不適合がなかった場合や当社に責のない不適合が確認された場合は、国交省の定める公共工事標準請負契約約款に準拠し、発注者の負担とさせていただきたく、お願い申しあげます。	設計・施工請負契約書（案）第28条第4項に記載のとおりとします。
15		○	1		37					賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更について、国交省の定める公共工事標準請負契約約款に準拠し、以下のとおりとさせていただきたくお願い申しあげます。 　発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から十二月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の千分の十五を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、内訳書及び変動率を加味した単価又は実勢価格に基づき発注者と受注者とが協議して定める。 ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 4 第一項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。 7 前二項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 8 第三項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第一項、第五項又は第六項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 9 発注者は、第三項又は第七項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第五十九条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第六十条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。	国土交通省が策定している公共工事標準請負契約約款はデザインビルド方式を想定して策定されているものではないと、当方は理解しております。本事業はデザインビルド方式での契約のため、原案のとおりとします。
16		○		20	43	3				No.8と同様	設計・施工請負契約書（案）第43条第3項に記載のとおりとします。
17		○		20	45	1				今回工事において、部分使用を想定されておりますでしょうか。	現在のところ、想定しておりません。
18		○		21	46	1			前金払及び中間前払金	契約書記載の工事完成の時期を保証期限とするとありますが、保証期間は入札説明書記載の施工期間末(令和12年9月30日)でよいでしょうか。	保証期限は、契約終了日としてください。

19		○		23	49	4				No.8と同様	設計・施工請負契約書（案）第49条第4項に記載のとおりとします。
20		○		23	50	1				今回工事において、部分引渡を想定されておりますでしょうか。	現在のところ、想定しておりません。
21	○			23	51				債務負担行為に係る契約の特則	各年度の支払い限度額及び出来高予定額をご提示願います。	事業者の提案金額に基づいて算出するため、現在想定する金額はありません。
22		○		24	52	4			債務負担行為に係る契約の前金払の特則	施工関連業務費相当額においては、着工年度に本町の指定する額を請求するものとする。と記載がありますが現時点で指定する額をお示しいただけないでしょうか。	現時点で具体的な額はお示しできませんが、事業者が入札時に提案した施工関連業務費相当額（総額）に10分の4を乗じた額とお考え下さい。
23	○			24	52	4			債務負担行為に係る契約の前金払の特則	「施工関連業務費相当額においては、着工年度に本町の指定する額を請求するものとする。」とございますが、具体的な金額をご教示下さい。	現時点で具体的な額はお示しできませんが、事業者が入札時に提案した施工関連業務費相当額（総額）に10分の4を乗じた額とお考え下さい。
24	○			25	53	3			債務負担行為に係る契約の部分払の特則	各年度の部分払い請求可能回数をご提示願います。	各年度の部分払い請求可能回数は、契約締結時に協議の上、定めることとします。 設計・施工請負契約書（案）第49条第1項を次のとおり修正します。 （修正前） ただし、この請求は、多気町契約規則（平成18年多気町規則第41号）第45条に定める回数（中間前払金の支払があった場合は、当該回数を1回減ずるものとする。）を超えることができない。 （修正後） ただし、この請求は、工期中第53条第3項に定める回数（中間前払金の支払があった場合は、当該回数を1回減ずるものとする。）を超えることができない。
25		○		29	65	2				No.8と同様	設計・施工請負契約書（案）第65条第2項に記載のとおりとします。
26		○		31	66	8			発注者の損害賠償請求等	「（1）第62条規定により」とありますが、63条（受注者の解除権）の規定のことでしょうか。	お見込みのとおりです。設計・施工請負契約書（案）第66条第8項第1号を次のとおり修正します。 （修正前）第62条の規定によりこの契約が解除されたとき。 （修正後）第63条の規定によりこの契約が解除されたとき。
27										入札してから実施設計などにおいて図面や条件等の変更が有る場合、請負代金の変更を認めていただけますでしょうか。	設計・施工請負契約書（案）第30条、第31条及び第42条並びに、要求水準書添付資料「資料14 建設工事費コスト増減整理の方法」に記載のとおりとします。